

## 《論文》

## 近代初頭の一人親家庭における寡婦型ハハの役割

——『浮雲』と「舞姫」を例に——

劉 金拳・姚 丹

## はじめに

明治維新後、立身出世主義は日本社会に大きな影響を与えた。それは、明治中期に至るまで、当時の青年の脳裏に仕官 という観念を刻みつけた。これらの青年の育成について、明治政府が実施した一連の政治改革、近代学制教育の推進、幼児期から家庭において教育された儒学や武士道、有識者の提唱と推進により醸成された社会的雰囲気など、社会的角度からの研究がある。また、明治期の法整備によって確立されたイエにおけるチチの役割に関する研究も多い。一方、近代国家建設においてハハも不可欠な役割を果たした。それにもかかわらず、男尊女卑的な儒学の影響か、テキストにおける詳細な描写や関連研究が少ない。

本稿は日本「テキスト派」の立場に立ち、法整備が進む時代を背景に、明治の家父長的家におけるハハの役割をもっとも体現する、一人親家庭を描いた二葉亭四迷の『浮雲』（明治20年6月～同23年8月）と森鷗外の「舞姫」（明治23年『国民之友』1月号）における、寡婦型ハハ に関する考察を通し、近代国家建設において女性が果たした役割を窺う。

## 1. 『浮雲』・「舞姫」を解読する「物語のコード」

近代初頭の日本の発展におけるハハの役割を理解するためには、「小説の主脳は人情なり」に代表される時代的雰囲気の中で著された二葉亭四迷の『浮雲』と森鷗外の「舞姫」が最適なものとする。前者は明治維新期の日

本の不安定な生活と動揺を連想させる小説名の通り、新文明への移行期における社会・風俗を描く一本目の近代小説で、「この第一編はすでに逍遙の『当世書生気質』と比較にならぬほど高いリアリズムの作品で」ある。また、後者は日本近代文学の巨頭・森鷗外の初期の代表作で、「封建人が近代人となる精神変革史ともいふべきもの」である。新旧イデオロギーの衝突が背景となった両テキストは、作者と内容において下記の共通点がある。

まず、程度の差はあるが、作者の二葉亭四迷と森鷗外は、いずれも地方士族の出身で、漢籍・和学・西洋近代知識を身につけ、明治初期に出仕という立身出世コースを辿った。さらに、小説創作の分野では、当時の日本社会の状況を描いて文豪となった。ちなみに、四迷は鷗外の承諾を得て「舞姫」をロシア語に翻訳している。

それから、『浮雲』と「舞姫」の主人公は、いずれも地方士族の出身で、一人親家庭において寡婦である母に育てられた一人っ子である。また、両者ともに漢籍の教養と近代教育を経て、明治政府が推進する近代化に必要な官吏となった。生活中、寡婦になった母に心から感謝し、親孝行に一心する。さらに、ともに免職された経験を持つ。もっとも、後者の場合は後に復帰している。

このように、立身出世主義に「敏感に反応したのは、農工商の三民ではなく、薩長土肥の士族から屈従を余儀なくされたその余の士族達であった」という指摘に適合している。さらに共通点を補足すると、執筆時期と小説のストーリーの時期は「西ヨーロッパを基点とする資本主義の進展と、これを基盤とする近代国民国家の成立が、東アジア地域の一小国たる日本に波及した」明治維新後第2の10年間にあたる。これは明治文学の歴史的展開という角度から見ると、「リアリズムに代表される西欧文学の文芸思潮の移入と、国民国家成立」の達成を、社会全体が文芸作品を通して呼びかけていた時期である。

時代の変動期にできた上記の小説を解説するには、日本「テキスト派」の理論が最適であろう。この理論においては、

文学テキストのなかへ歴史や社会をめぐる多様な情報が挿入されると同時に、テキストが自らを歴史や社会の中に挿入していくことになる。つまり文学テキストの言葉は、歴史や社会をめぐるもろもろのテキストとの多様な応答性・対話性の中に開かれていくことになるわけである。

具体的には、テキストとしての小説の意味をより完全に読みとるために多用される手法の「コードの脱中心化」がある。これは「物語のコード（例えば『立身出世』）によって読み進める場合に無意識の領域に沈めてしまっているコードを意識化していく操作のことである。明示的なコードに排除されている別のコードを眼に見えるようにすることで、物語は別の様相を呈してくる」と定義される。

以下では、「作品そのもの以上に、作品外的な価値で作品の価値を測り、あるいは作品の性格を作品外的なものとの関わりで明らかに」することができるの指摘を糸口に、まず、明治期の法整備とそれによって確立された家父長制的家制度・家族国家観、立身出世の時流における一人親家庭の寡婦型ハハに課された役割という、現代人が「無意識の領域に沈めてしまっているコードを意識化していく」。

## 2. 「物語のコード」としての法整備とそれにより確立された家制度

### 2.1 明治期の法整備

「我母は余を活きたる辞書となさんとし、我官長は余を活きたる法律となさんとやしけん。辞書たらむは猶ほ堪ふべけれど、法律たらんは忍ぶべからず。」（「舞姫」）とあるように、没主体的で他人に利用されてばかりいる人間という意味では、「辞書たる」ことも「法律たる」ことも同義であろう。それにもかかわらず「辞書たらむは猶ほ堪ふ」とあるように、「余」は母に反発しながらも、守ろうとする意識を持っている。それに対して「法律たらん

は忍ぶべからず」とあるように、「法律」に対しては「余」は嫌悪感を抱いている。

「大学法学部」を首席で卒業した「余」は、法律の知識を生かすことで「官長の善き働き手を得たりと獎ます」。さらに、ドイツ到着後、早くも法律関係のものと推定できる報告書を「幾巻をかなしけむ」。その後、また「二三の法家の講筵に列るにおもひ定めて」聴講に行っている。しかし、「久しくこの自由なる大学の風に当」った結果、「余は我身の今の世に雄飛すべき政治家になるにも宜しからず、また善く法典を諳じて獄を断ずる法律家になるにもふさはしからざるを悟りたり」ほど法律を嫌うようになる。医学出身の鴉外は、どのような意図で上記のような設定をしたのか。私には、彼が明治政府が急ぐ「憲法発布に短絡させよう」としたか、あるいは法整備事業とその現状に短絡させようとしたのではないかと思えてならない。

一日も早く欧米並みの国に発展することを目指す明治政府には、近代国民国家という概念に当てはまる国家システムを作ることが課された。さらに、それを前提に欧米諸国との不平等条約を改正し、対等な条約を実現するという課題があった。そのため、中華体系での「朝貢外交」ではなく、法的支配といった西欧の価値規範への同調に対する強い圧力下に置かれていた。そこで、西洋に倣って全面的な法整備事業を推進することが明治政府の急務だったのである。その象徴が、明治22年2月11日に公布され、同23年11月29日に発効した大日本帝国（明治）憲法である。

時間的に見れば、両テキストの執筆・発表は憲法の作成・制定・施行の時期に重なる。特に「舞姫」の執筆と発表は、憲法発布と施行の間の時期にあたる。そのため、明治日本が国内の法整備に全力を注ぎ、憲法の発布を控えていたこの時代において、ドイツへ留学して法律を学び、すぐに大部の報告書をまとめるほどの秀才であった豊太郎というキャラクターは、当時の明治政府にとって不可欠の人材と言える。それにもかからわず「善く法典を諳じて獄を断ずる法律家になるにもふさはしからざる」、「我官長」の「法律たらんは忍ぶべからず。」としている点から、少なくとも豊太郎が日本の目指す法整備を肯定していないこと、国家的事業への参加を光栄に感じていないこ

とが分かる。その理由は様々だろうが、法整備により確立された家父長的家・国家体制が一因であると考えられる。

## 2.2 明治期の法整備により確立された家父長的家制度

今日しばしば批判の対象となる日本の家制度は一般的に、明治政府が四民平等政策のもとで家族を把握するために制定した戸籍法（明治4年）を踏まえ、明治憲法下の民法で規定された日本の家族制度である。家族の長である戸主と家族で構成されるイエでは、長男が家督を継いで戸主となり、強い権限を持って家族を統率する。家族の他の構成員は戸主の命令・監督に従わなければならない。

家・家族は古くから存在した。それにもかかわらず、明治期の家・家制度のみが、封建的且つ家父長的であり、天皇を家父長とする国家体制の末端単位なのだと、広く批判対象にされてきた。その根本的な原因は、次のようなものだろう。

明治初期の法制が、多くの輸入された要素をふくみながらも、日本の社会生活の伝統的な特徴のいくつかを認め、それを残しておいた、ということは注目すべき重要なことである。これがとくに明白なのは、民法の中で家族を制度として扱っている箇所である。

ジョージ・サンソモが『西欧社会と日本』においてこのように述べているように、明治期の法整備はヨーロッパの法学原理に大きな影響を受けているが、家制度の部分は日本の実状や伝統に根差したものである。

まず、封建制度を踏襲した明治の家制度を見よう。

日本の家制度は、古くは大化の改新で制定された戸主制度まで遡る。だが、明治期の家制度に直接的につながるのは、中世の惣領制である。近世以降、統制上の便宜のため、幕府が儒教を武士階層へ徹底的に浸透させ、長男単独相続制として武家に定着させた。近代以降、中央集権的近代国家建設のため、明治政府は人口の10%ほどに過ぎない武家のこの慣行を基礎に家制

度を制度化し、民法として全国民に押し付けた。つまり、イエや家族に関する法整備において、日本の伝統が決定的役割を果たしたのである。思想家・植木枝盛の次の論述が、イエと国家の関係に関する当時の日本人の見方を示している。

凡そ国家を組織するには其の基礎を一人一人に取る者あり（第一類）、一家一家に取る者あり（第二類）、一族団一族団に取る者あり（第三類）。第一の者は之を称して聚レ人の国と為し、第二の者は之を称して聚レ家の国と為し、第三の者は之を称して聚レ族の国と為すべし（略）。

このように、植木は国の構成要素を人・家・族団に分類し、人の集合で構成される欧米諸国と違い、日本は古来より家の集合で構成されるものとする。そして、明治日本も専制政治・封建制度を踏襲してできた国だと強調する。このような観点は、次に見る「法典論争」（明治22年～同25年）にも現れる。

戦前の民法は明治31年施行のいわゆる明治民法であるが、実は明治23年に公布されたが実施されなかったボアソナード民法というものがあつた。ボアソナード民法は、お雇い外国人・法律顧問として明治政府の法整備にあつたフランス人法学者・ボアソナードを中心に策定された、自由・平等というフランス法の基本的理念に基づく民法体系である。同民法は天皇制という日本の政体と相い容れない部分が多く、中でも家族法の部分が激しい批判を浴びた。その施行をめぐり、延期論を唱える英法派と断行論を唱える仏法派が論争を繰り広げた。その争点は多岐に渡るが、ここでは親権をキーワードに近代日本と西洋の家父長を分析し、明治日本の家父長制の封建的性格について検討する。

法律用語としての親権は西洋から導入された概念である。親権は18～19世紀に存在した家長権または家父権を受け継ぐ父権に根を持ち、絶対的支配権であるローマ型と、支配的であると同時に保護・庇護的なゲルマン型とに

分けられる。ローマ型の親権では、家長が生存中は家子に対して、生殺権・売却権・遺棄権などの絶対的権力を持つ。一方、他人に対しては義務を一切負わない。それに対して、ゲルマン型の親権では、家長は家子に対する義務を負う。また、父の生存中から、ハハにも一定の家長権が与えられ、父の死後は完全な家長権を有す。上記2種類の親権をもとに発展したローマ法的親権とゲルマン法的親権が、1804年のフランス・ナポレオン法典によって統一され、西洋諸国の法律制定に大きな影響を与えた。相対的に同法典にはゲルマン型の父権が多く継承された。

ナポレオン法典のもと、18世紀から19世紀のヨーロッパ社会において支配と服従の関係にあった従来の封建家族は、仕事と愛情を分かち合う友愛的な夫婦と強い一体感を共有する親子からなる近代家族にとって代わられた。しかし、日本ではボアソナードが法律顧問に招かれたが、彼の策定したボアソナード民法が実施されず、西洋伝来の親権の中身が日本特有の戸主に関する法律にすり替えられたのである。

歴史を辿ると、奈良時代の大宝令・養老令、江戸時代の関係法において、家長たる戸主の権限・責任・相続に関して詳しく決められていた。例えば、江戸時代では、「親権は父が行使し、父なきときは母が行使した。子を監禁したり、子に非分あるとき懲戒が行きすぎて殺してしまった場合も無罪とされた」。明治民法はそれに加えて日本の伝統を踏まえ、746条で「戸主及び家族ハ某家ノ氏ヲ称ス」、733条で「子ハ父ノ家ニ入ル」、第788条で「妻ハ婚姻ニ因リ夫ノ家ニ入ル、入夫及び婿養子ハ妻ノ家ニ入ル」と定めている。これはすべての個人に氏名を与え、すべての国民を戸主が家父長たるイエに帰属させ、家父長に絶対的権利を持たせたものである。そのため、明治民法の家族法は、西洋の自由・平等の思想に基づくものではなく、封建的な家制度を基本理念とするもので、個人尊重の思想が弱い。中では、子どもに対する家父長の絶対的統制権は、親子の服従関係・子ども間の地位の差・女性への差別として現れる。

まとめると、洋の東西を問わず、狩猟採集社会から農耕社会に移行する中で形成された家父長制は、近代以降徐々に変化してきた。西洋の家族は、仕

事と愛情を分かち合う友愛的な夫婦と強い一体感を共有する親子によるものに発展した。それに対し、近代日本の親権は依然として伝統的観念に支配された。前述したローマの家族制度における強大な権力の主体としての家父長は、明治時代に日本古来のイエや家族のイメージに関連付けられ、日本語で「家父長」と翻訳されたものである。つまり、古代ローマ・古代日本・明治日本の家父長は、近代欧米の法制度における家父長ではない。そこから、明治時代の家父長の権力の強大さを窺うことができる。

次に、明治国家における家制度の支柱的役割を見よう。

明治期の家制度を考察するために認識すべきなのは、それが明治初年から徐々に推進された国家事業としての法整備の一環であり、町村制・市制・大日本帝国憲法等の制定によって近代国家を建設するための道具に過ぎず、「個人や家族を超えて政治、経済、社会におけるあらゆる制度とイデオロギーや価値観のなかに根を下ろしている」ことである。

さらに、家族における家父長の支配と家族構成員の服従との関係は、政治共同体における支配者と被支配者との関係にも適用され、君主が民衆に対する支配権を専有し、民衆に無条件の服従を強いる家族国家観・政治的支配体制を形成した。明治政府は家制度をもってイエの在り方を規定し、戸主と他の家族構成員との関係を定め、四民平等政策に合わせて現実社会の家族を均質化・規格化し、天皇と国民の関係は親子の従属関係に等しいとする家父長制的近代天皇制国家を打ち建てたのである。よって、「明治民法の『家』制度の『家』の上位集団は、共同体や職能集団のような中間集団ではなく、はっきりと国家となり、『家』は戸籍を構成して明治政府の構成する国民国家の基礎単位とな」ったのである。

上記の日本の家制度、さらに家族の情緒的結合を国民の統合に利用した家父長制的国家体制は、日本全国に広がった自由民権運動や、没落士族・農民・商工業者らによる反政府運動の弾圧に大きく貢献したのみならず、産業発展の促進や生活保障など経済面においても欠かせない機能を果たした。以下、その一例として明治政府が徴兵制と家制度両立のために打ち出した施策を見ていく。

維新後の明治政府は、富国強兵を実現させるには統一国軍の創設と殖産興業が急務と考えた。が、徴兵制度の対象も徴税制度の対象もイエ単位のヒトであったため、ヒトの獲得をめぐる、言い換えれば、イエの保護と兵員確保とは激しく対立していた。そのため、家族制度保持・租税負担者確保・専門的技術者養成などのため、明治6年、明治政府は戸主及び相続者を常備兵免役の対象とし、軍事官僚の激しい反発を招いた。その結果、明治16年に戸主免役は形式上廃止されて徴集猶予の形になり、さらに明治22年には実質的に廃止され、国民皆兵制度が整えられた。地方統治の末端機構である戸長制度は、国民皆兵の原理を徹底させる末端単位にもなったのである。

このように、近代日本の家制度は、近代国家意識・家族国家主義イデオロギー・天皇制イデオロギーによる臣民教化の一環として確立された「国家法であり、中央集権的な日本国家で一律に規格化され法制化されたところの制度」なのである。そのためこの時代に、従来は農村の生産共同体として把握されていたイエ概念が、立法により超歴史的な存在のように扱われ、現実の家から遊離した制度的・観念的・イデオロギー的なものに変化したのである。

このような家制度のもとでは、次に見ていくように、当時の青年にとって「失敗は個人の問題である以上に『家』の問題である」が、ひいては国家の問題でもある。「それは対世間的には恥辱として意識されるのである。逆にこの恥の意識こそ立身出世主義の心理的発条としてかれらを絶えず鼓舞しつづけたものなのだ」ということになる。

### 3. 近代初頭の一人親家庭における寡婦型ハハの役割

封建時代における儒教文化圏の家族で女性は低い地位に置かれ、ハハは子どもの教育から遮断されていたとされてきた。確かにこの時代、男性・チチより女性・ハハの家庭における地位は低かった。しかし、本当にハハは子どもの教育に大した貢献はなかったのだろうか。

### 3.1 前近代・近代の子育てにおける父母の役割

ここで注意すべき点は、近代に入って、家庭と子供の教育の在り方・家庭における父母の役割が大きく変わったことである。

まず、家庭と子どもの教育の在り方の変化について見ていく。

近代以前の子育てでは、学校教育もなく、親が子供のために遊戯を思案することもまれだった。子供達の社会では、年上の子供が年下の子どもの世話をしたり、子どもだけで自治を行ったり、大人の真似をすることなどで成長していく場合が多かった。また、子どもが「小さな大人」=労働者としてみなされていた時代で、農事や家事の手伝いや職人・工芸家の徒弟をして過ごさなければならなかったため、遊びと労働は分離されていなかった。そこで、全体的に「徒弟として家族以外のところで子どもを教育したり、地域全体で子どもを育てるという意識」が強かったのである。

しかし、このような状況は近代教育の開始とともに変化する。近代的学校の開始により、子どもは徒弟として他家に行く代わりに、イエで家族と共に生活し、家庭内で子どもと見なされるようになったからである。日本の場合、明治3年に明治政府が小学校規則と徴兵規則を定め、明治5年に学制を公布して入学を強力に推進した。これに関して、柄谷行人は「近代日本の『義務教育』が、子供を『年齢別』にまとめてしまうことによって、従来の生産関係・諸階級・共同体に具体的に属していた子供を抽象的・均質的なものとして引きぬいた挙句、近代以来の「子供とは実体的な存在ではなく、方法的な概念である」とし、「児童の発見」は「伝統的社会の資本主義的な再編成の一環である」と論じている。

次に、家庭における父母の役割の変化について見ていく。

近代以前の生産・家事・衛生などの状況を考えると、父と母は共に家事・育児にあたらなければならないが、子どもの教育における父母の役割はそれほど明確ではなかったはずである。このことは「蓼莪之詩」として知られる『詩経』の「小雅・蓼莪」からも窺える。この詩には「父兮生我、母兮鞠我、撫我畜我、長我育我、顧我複我、出入腹我（父は我を生み、母は我を育て、我を叩き、我を養い、我を長ぜしめ、我を教育し、我を顧み、我に答え、家を

出入するたび、我を懐に抱く)」とあり、「哀哀父母」即ち子供の成長・教育のため、父母がともに励むことが強調されている。日本の場合も、北村透谷が小学校時代に母の要求で、毎晩12時過ぎまで『西国立志編』と『学問のすすめ』を学習したと回想録に書いているように、ハハは子どもの教育に努めていたのである。

このような子どもの教育の在り方も、明治20年以降に変化を見せる。その一例として、「良妻賢母」という言葉を挙げる。これは昔の女性が後世の女性のためを思って語り継いだ古い語彙ではなく、明治時代に「発明」されたものである。それは家事・子女教育を目的とする女子教育の振興を目指し、明治政府が明治32年に高等女学校令を發布して高等女学校を制度化したことで深い関係がある。この政策の結果、女性の仕事は家庭にあり育児は母親の仕事である、という家族モデルが作り上げられていくのである。

現在でも広く使われる「家庭」も、明治維新後に登場した概念である。当時相次いで創刊された家庭雑誌・婦人雑誌を例にしてみよう（ちなみに、これらの雑誌におけるキーワードは「儒教批判」と「欧化政策」であった）。名前に「家庭」を冠した最初の雑誌は、明治9年9月発刊の『家庭叢談』である。現在のような意味での「家庭教育」は、明治15年に文部省が出した「学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授クルモノヲ総称シテ家庭教育ト云フ是レ則チ学校教育ニ対スルノ称ニシテ必シモ一家団欒ノ間ニ行フ所ノ教育ヲ指スニ限ラサルナリ」という規定によって現れたものである。以後、学校教育の代わりに普通教育を行うことが許可されるようになった。

このような背景のもとで、「子に対する母の務めはどの雑誌においても明治期を通じて登場するテーマであり、「子どもに対するいわゆる『しつけ』は親、特に母親にその責任があるように感じさせられる。このことから、家族における教育機能は社会的に期待される時代になったのである。

このように、父母が家事・育児・子どもの教育を分担した前近代と違い、近代以降は学制教育の実施と普及・良妻賢母思想の登場・男女の性別的役割分業の固定化などが、家庭と子供の教育の在り方・家庭における父母の役割

などを変化させたのである。子どもの教育という概念の違いが大きいことから、現代の私達は現代的な観点から、前近代の家庭におけるハハの役割を過小評価してきたきらいがあるのではなからうか。

### 3.2 封建的家庭におけるハハの役割

封建時代の家庭において、ハハはどんな役割を果たしていたのだろうか。様々な形式で流布していたハハに対する規範のうち、ここでは女訓書や家訓を取り上げてみようと思う。

まず、女性の生活・道徳的規範としての女訓書を見ていく。

『列女伝』は、女子を教訓することを主眼として、漢代の劉向（紀元前77～紀元前6年）が儒教の理論を踏まえ、堯・舜の時代から戦国末に至る賢女・烈婦などの伝記を母儀・賢明・仁智・貞順・節義・弁通・<sup>げっぺい</sup>撃譬の7項目に分けて記載した中国最初の女訓書である。『女誡』は、班昭（49? - 120年?）が婚期を迎えた娘のために、「三綱五常」「三従四徳」などに基づき、婦女の生活・行為・道徳の基準として書き記したものである。他に唐の長孫皇后（601～636）の『女則』、鄭氏の『女孝経』（唐開元年間）、若莘の『女論語』（9世紀初）、清の藍鼎元（1608～1733）の『女学』、陳弘謀（1696～1771）の『教女遺規』、王相の『女四書』（1624）、李晚芳（1691～1767）の『女学言行録』などがある。このうち、『列女伝』で描かれた「<sup>もうぼさんせん</sup>孟母三遷」はもっとも代表的なものであろう。孟子の母親は子供の教育環境を整えるため、墓地の近くから市場の近くに、さらに学校の隣に引っ越す。その甲斐あって、孟子は勉学に励み偉大な儒者になったという。これは儒教文化圏の国々におけるハハの模範となっている。

次に、家庭における倫理教育の役割を果たした家訓を見ていく。

中国の家訓では、儒学の立場から女子の学問・才徳・智恵・婦徳・婦道が讃美される。例えば、夫の事業を支える仁徳ある賢妻として、舜の妻の娥皇・女英、治水事業に献身する鯀を支える妻の有莘、夏王朝を開いた禹の妻の塗山、子どもを立派な人間に育てるために苦心した孟母、官吏の守るべき道を厳しく諭した陶侃の母、明君の唐太宗の長孫皇后、忠孝節義を我が

子の心に刻むためにその背中に「尽忠報国」を刺青した岳飛の母など、子どもの人生や事業に絶大な影響を与えた賢母を取り上げる。これらは、儒教文化圏の国々では、家族の安定・幸福・発展に活用されてきた。

総じて、昔から「男不言内、女不言外（男は家の中のことを指図すべからず、女は家の外のことを云々すべからず）」（「礼記・内則」）とあるように、中国の伝統文化は家庭におけるハハの地位を不動のものとして規定している。そして、「母（妻）者、処内而成徳者也（母＜妻＞たる者は、家の中のことを処することをもって徳を成す）」（王弼「周易注・晋」）と強調し、「大抵人家、皆有男女。年已長成、教之有序。訓誨之権、亦在人母（大抵の人の家には、男女が皆いる。大きくなったら、順番に教えるべきである。訓誨の権力は、また人の母にある）」（「女論語」）というように家庭における母の教育的役割を重んじている。そのため、社会においては「夫為人母者、明其礼也。和之以恩愛、示之以嚴毅。動而合礼、言必有経（母なる者は、その礼を明すのである。恩愛をもって和し、嚴毅をもって示す。行動は礼に合し、言葉は経の教えに従わなければならぬ）」（鄧氏「女孝経」）と具体的に要求されてきた。

宋代以降、益々厳しくなった儒教的な女性倫理規範に規制され、女性は様々な面で不自由になった。しかし、聖賢の思想や教えを子供に伝えるかけ橋となるよう、賢妻・母儀としての知識と才徳が、女性・ハハに求められることに変わりはなかった。

### 3.3 一人親家庭における寡婦型ハハの役割

全世界で共通していることは、家は男女婚姻の結果であり、社会の基本的な構成単位であるということだ。家の存続・発展をもって社会を発展させていくことが、どのような社会においても最優先の目標であった。一人親家庭の場合、ハハの責任は特に重大である。興味深いことに、上述した中国の女訓・家訓におけるハハには、寡婦型ハハが多い。

紙幅の制限もあるので、ここでは日本の家庭におけるハハの役割のみを見ていく。先述したように、江戸時代に「親権は父が行使し、父なきときは母

が行使した]。「法典論争」を経てできた明治民法 877 条は、「子ハ其家ニ在ル父ノ親権ニ服ス（略）父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親権ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ」と規定している。このように近代日本でも、父系家族の継続と種族の安定を確保するため、社会構成の基本単位であるイエにおけるハハの役割が重んじられてきた。この傾向は、明治中期の儒学再認識により更に強まっていく。

明治維新後、欧米思想の流入・実学主義の過度な強調は、従来の倫理道徳や文化などを軽視し、過剰な欧化主義を引き起こした。その結果、政治的・思想的な混乱が深まり、一面で生活を律する善悪の基準も見失われた。また、自由主義・無政府主義・西洋の民主思想流行に端を発した自由民権運動などによる統治体制の動揺に対する懸念が社会に広がった。これらの問題を解決するため、「教学大旨」（明治 12 年）の公布に象徴されるように「孔子ノ学」の意味が再認識され、明治 14 年に修身科で儒教思想が再び取り入れられた。特に「日清・日露戦争を機に、戦争勝利のための家庭建設を期待されたため、儒教的観念が復古し、『良妻賢母』の思想が登場した。そのような中で「教育勅語」（明治 23 年～昭和 23 年）が公布・施行された。

「教育勅語」は、日本が幕末以来の厳しい国際化の荒波に呑み込まれかけていた当時、「この情勢のまま推移するときは、実業を重んぜず、漫りに高尚なる言論をなし、長上を凌ぎ、社会の秩序を紊乱し遂に国家を危うくするに至るであろう」という状況に鑑み、明治天皇名義で頒布されたものである。全文 315 字の短い文章ながら、前年に発布された大日本帝国憲法の理念である君主主義と立憲主義をもとに、伝統的儒教道徳に基づく忠君愛国を説き、天皇を国の父とする家族国家観による愛国主義と、儒教的道徳を基本とする教育の根本が盛り込まれている。

政府だけではなく、社会の動きも変わった。雑誌においては維新後、近代化・産業化の担い手を女性に要請する見地から、儒教的・封建的女性像からの脱皮を女性に期待する論調が優勢だったが、明治 20 年代後半以降、儒教的・封建的な婦人観を讚美し、明治 20 年代前後には家内の団欒や家族構成員の心的交流に高い価値を付与する新しい家族のあり方を謳うものが多く

なった。

この中で、家庭において、チチ・ハハの働きをともに果たさなければならぬ寡婦型ハハの役割が目される。その例として、江戸時代後期に下級武士の家の末っ子として生まれ育ちながらも、新生日本の思想的リーダーとなった福澤諭吉の母・順が挙げられる。夫を早く亡くした順は「人として大切なこと」という凛とした姿勢を貫き、人間としてきちんと生きることを5人の子に身をもって教えている。

#### 4. 『浮雲』・『舞姫』における寡婦型ハハの役割

○主人公における自我の目覚めをほのめかしながら、それが結果するところの国家の相対化及び家＝母からの自立の問題を回避し、結局は官僚組織の論理へ帰属してしまう不徹底さに、この作品の重大な特質を見ることができるのである。

○（『舞姫』には）系族への鷗外の意識は如何という問題。さらにこの事件を伝えるに際し系族を韜晦においやった「家」意識と、「家」意識を象徴とする近代日本の精神構造などの問題がある。そして最も重視したいのは、このような精神構造を鷗外自身がどのように受容していたのかという問題である。

上記のように、多くの指摘に共通しているのは、家・母・官僚組織・国家というキーワード、豊太郎が大きくは明治政府（社会）の圧力、小さくは家の圧力を背負っていた、ということである。

上述した日本の法整備の経緯とその特徴から、近代の一人親家庭における寡婦型ハハは子どものために、明治政府と社会がもたらした圧力・家計の圧力・教育の圧力を一身に担わなければならなかったことが分かる。その結果、この時代の寡婦型ハハは「母であって母でない」「家を背負った母」だと言えよう。

#### 4.1 出仕による立身出世主義の強烈な影響

表現の方法・程度は違うが、両作品からはともに出仕による立身出世主義の影響の強さが窺える。

まず、『浮雲』を見ていく。

文三は「或人の周旋で某省の准判任御用係となつた時は天へも昇る心地がされて」る。この背景には「この月より国許の老母へは月々仕送をすれば母親も悦ぶ」という経済的理由もあろうが、「その年の暮に一等進んで本官にな」り、順風満帆に出世していくだらうという期待感と安心感がより重要な理由であつただらう。それを考慮に入れたお政は来年の春に、娘のお勢を彼に嫁がせようと思つていた。しかし、

聞くと等しくお政は手に持っていた光沢布巾を宙に釣るして、「オヤ」と一声叫んで身を反らしたまま一句も出でばこそ、暫らくは唯茫然として文三の貌を目守めていたが、稍あつて忙しく布巾を擲却り出して小膝を進ませ、「エ御免にお成りだとエ……オヤマどうしてマア」

とあるように、文三の免官はこの家族に大きな衝撃を与えた。家全体は「ガラリその容子を一変し」、「その温な愛念も、幸福な境界も、優しい調子も、嬉しそうに笑う眼元も口元も（中略）皆突然に色が褪め、気が抜けだ」す。お勢は「落胆」し、文三の感じでは、お政は「急にお勢をくれるのが厭になって、無理に彼娘を他へかたづけまいとも言われな」くなる。

一方、自らの将来を心配すると同時に母を心配する文三は、人間としての尊厳を重んじるタイプの間人であるにもかかわらず、「召喚状が来たら復職するか」「私はまた官員の口でも探そうか」と考えたり、復職のために大嫌いな課長に「腰を折って、奴隷同様な真似をするなんぞつて実に卑屈極まる」と嫌がりながらも、「叔母の意見に就いて、廉耻も良心も棄ててしまつて、課長の所へ往つて見ようかしらん」と考えたりする。その理由は、もし復職できれば「叔母の言状を立ててその心を慰めて、お勢の縁をも繋ぎ留めて、老母の心をも安めて、そして自分も安心」できるということにある。

次に「舞姫」を見ていく。

「余が幼き頃より長者の教を守りて、学の道をたどりしも、仕の道をあゆみし」。「故郷を立ちいづる前にも、我が有為の人物なることを疑はず、又我心の能く耐へんことをも深く信じたりき。」洋行の命令を受けた際、「我名を成さむも、我家を興さむも、今ぞとおもふ心」になり、「勇み立ちて、五十をこえし母に別るるをもさまで悲しとは思はず」、「平生の望足りて」意気満々して、「模糊たる功名の念と、検束に慣れたる勉強力とを持ちて、忽ちこの欧羅巴の新大都の中央に立てり。」ドイツに出てからは、「我胸には縦ひいかなる境に遊びても、あだなる美観に心をば動さじの誓ありて、つねに我を襲ふ外物を遮り留めたりき。」そこでほかの留学生と「俱に麦酒の杯をも挙げず、球突きの手をも取らぬ」し、「ところの大学に入りて政治学を修めむと」、「二三の法家の講筵に列ることにおもひ定めて」「往きて聴」くとともに、「急ぐことをば報告書に作りて送り、さらぬをば写し留めて、つひには幾巻をかなしけむ」のである。

その後、ドイツ人女性との不行跡を留学生に密告され、自らの行動に怒りを感じていた長官によって免職された豊太郎は、「このまゝにて郷にかへらば、学成らずして汚名を負ひたる身の浮ぶ瀬あらじ」と自分の将来を案じたり、表面上エリスと幸せな生活を送りながら、彼女の妊娠を知ると「さらぬだに覚束なきは我身の行末なるに、若し真なりせばいかにせまし」と絶望したりする。「政治社会などに出でんの望みは絶ちしより幾年をか経ぬ」が、天方伯爵にすがって復帰することを友人の相沢にアドバイスされた時、「大洋に舵を失ひしふな人が、遙なる山を望む如きは、相沢が余に示したる前途の方鍼なり」と感激し、直ちにその提案に飛びつく。

相沢の誘いに応じてホテルに面会に行く下記の描写からも、彼の立身出世願望の強さが読み取れる。

久しく踏み慣れぬ大理石の階を登り（中略）二重のガラス窓を緊しく鎖して、大いなる陶炉に火を焚きたる「ホテル」の食堂を出でしなれば、薄き外套を透る午後四時の寒さは殊さらに堪へ難く（中略）余は心

の中に一種の寒さを覚えき。

「久しく踏み慣れぬ大理石の階」は官僚社会・上流社会を象徴するとともに、官僚社会・上流社会の生活への豊太郎の未練も物語っている。「二重のガラス窓」と「大いなる陶炉に火を焚きたる『ホテル』の食堂」が象徴する上流社会の奢侈な生活と、自分の着ている「薄き外套」が象徴する貧困生活との対比が、豊太郎の心を絶えず刺激する。

そこで、伯爵に頼まれた「翻訳は一夜になし果てつ」。その後、「余は明旦、ロシアに向ひて出発すべし。随ひて来べきかと」という伯爵の誘いに、「いち早く決断し」「いかで命に従はざらむ」とすぐに応じる。ロシア出張中、「幾星の勲章、幾枝のエポレットが映射する光」を浴びながら、「フランス語を最も円滑に使ふものはわれなるがゆゑに、賓主の間に周旋して事を弁ずるものもまた多くは余」と自慢し、「わが舌人たる任務はたちまちに余を押し去りて、青雲の上に墮」すとあるように、失った自信を回復し、国のために必ず何かができるという野心を蘇らせる。

そのような心境にあった豊太郎は「大臣の信用は屋上の禽のごとくなりしが、今はややこれを得たるか」と喜び、「故郷を憶ふ念と栄達を求むる心」が「愛情を圧せんと」する。大臣に「われとともに、東にかへる心なきか」と聞かれた時、彼は「もしこの手にしも縋らずば、本国をも失ひ、名誉を挽きかへさん道をも絶ち、身はこの広漠たる歐洲大都の人の海に葬られんかと思ふ念、心頭を衝いて起」り、ついに「承はり侍り」と決める。

この過程においては、もちろん、出仕という形で表される立身出世主義の影響が行動決定の一番大きな要因となっているが、それを具現化させた寡婦型ハハの力も無視できないものである。以下、考察する。

#### 4.2 一人親家庭における寡婦型ハハの役割

両テキストにおいては、母に対する直接的な描写はないが、主人公の成長における母の役割、母への感謝の気持ちが点在している。

まず、『浮雲』における文三の母についての描写を見ていく。

文三の母は「どうかこうか湯なり粥なりを啜て、公債の利の細い烟を立てている」という貧困生活をしながらも、「男勝りの気丈者」で、「多も無い資本を吝まらずして一子文三に学問を仕込む。まず朝勃然起る、弁当を背負わせて学校へ出て遣る、帰って来る、直ちに傍近の私塾へ通わせる。」「子の生長にその身の老るを忘れて春を送り秋を迎える」。文三が奉職した後は「家の大黒柱とて無くて叶わぬは妻」として「早く相応な者を宛がって初孫の顔を見たい」と、ハハとしての役割に専心する。

母の苦心と教育の効果は、文三の成長ぶりとその親孝行ぶりから窺える。「父の死後便のない母親の苦心心労を見るに付け聞くに付け、小供心にも心細くもまた悲しく、始めて浮世の塩が身に浸みて、夢の覚たような心地。これからは給事なりともして、母親の手足にはならずとも責めて我口だけはとおも」ったり、「ママ大方は勉強する（中略）随って学業も進歩」し、「卒業も首尾よく済だ」後、東京に出て「寸陰を惜んでの刻苦勉強に学業の進みも著るしく、何時の試験にも一番と言って二番とは下らぬ程ゆえ、得難い書生と教員も感心する」ほど、「朝夕勉強三昧に歳月を消磨する内、遂に多年蛍雪の功が現われて一片の卒業証書を懐」く。

「某省へ奉職」した文三は「唯一心に、便のない一人の母親の心を安めねばならぬ」という思いで、「気が利かぬと言っては睨付けられる事何時も何時も、その度ごとに親の難有サが身に染み骨に耐えて、袖に露を置くことは有りながら、常に自ら叱ってジツ辛抱」する。普段「白髪たる」母の写真を「我にもなく熟々と眺め入」り、「我が辛苦を嘗め艱難を忍びながら定めな浮世に存生らえていたる、自分一個の為而已でない事を想出し、我と我を叱りもし又励しもある事何時も何時も」である。母に幸せに暮らしてもらうために「年頃節儉」し貯金して、「老ったお袋に何時までも一人住の不自由をさせて置くも不孝の沙汰、今年暮には東京へ迎えて一家を成」す計画を建てる。それゆえ、免職されたことを「実に母親には面目が御座んせん」と悔しがる。

次に「舞姫」を見ていく。

○太田豊太郎といふ名はいつも一級の首にしるされたりしに、一人子の

我を力になして世を渡る母の心は慰みけらし。

○某省に出仕して、故郷なる母を都に呼び迎へ、楽しき年を送ること三とせばかり、官長の覚え殊なりしかば、洋行して一課の事務を取り調べよとの命を受け、我名を成さむも、我家を興さむも、今ぞとおもふ心の勇み立ちて、五十を踰えし母に別るゝをもさまで悲しとは思はず。

○余は父の遺言を守り、母の教に従ひ、人の神童なりなど褒むるが嬉しさに怠らず学びし時より、官長の善き働き手を得たりと獎ますが喜ばしさにたゆみなく勤めし。

○我母は余を活きたる辞書となさんとし、我官長は余を活きたる法律となさんとやしけん。辞書たらむは猶ほ堪ふべけれど、法律たらんは忍ぶべからず。

○舟の横浜を離るるまでは、天晴豪傑と思ひし身も、せきあへぬ涙に手巾を濡らしつるを我れ乍ら怪しと思ひしが、これぞなか／＼に我本性なりける。此心は生れながらにやありけん、又早く父を失ひて母の手に育てられしによりてや生じけん。

このように、自分の「本性」は「父を失ひて母の手に育てられしによりてや生じけん」と信じ、「一人子の我を力になして世を渡る母の心は慰みけらし」ため「父の遺言を守り、母の教に従」って励み、「一級の首にしる」し、母が「余を活きたる辞書となさんと」するのを「猶ほ堪ふ」のである。

母に対するこの気持ちをもっとも鮮明に示すのが「母の死」であろう。免官を言い渡され、一週間の猶子を乞うまさにその時、二通の手紙が届く。豊太郎本人が意識したか否かにかかわらず、免官と母の死という二つの出来事は、明治期の家制度と官僚社会における立身出世コース、さらには明治の国家体制に関わるものであった。

母の死をめぐっては、一人息子の立身にすべてをかけた老母が失望したことによる「諫死」説 と、それに対して「諫死」は不自然だ と反対する説がある。「諫死」説は高校教科書の指導書の中にも出ている。本稿では「諫死」説に従う。

「諫死」説を見る時、テキストとしての「舞姫」の以下の設定を考えるべ

きであろう。一つ目は、当時の日本は封建性が色濃く残っていたことを踏まえると、テキストの母は武士の娘であり、儒学から深い影響を受けていたという点である。二つ目は、寡婦となり一人で豊太郎を育ててきた母は、親権を受け継ぐことでチチ・ハハ両方の役目を負わなければならなかったという点である。三つ目は、親戚や近所の人への体面や、太田家の家業の再興・国家事業への奉仕を考慮しなければならなかったという点である。したがって、「豊太郎の免職を聞き、自ら望みを託してきた豊太郎の失敗によって、太田家の再興の望みを絶たれて」、「豊太郎にもう一度、以前の真面目な姿に戻ってほしいと望んだ。しかし、今身辺におらず、しかも女に狂っているらしい豊太郎に目覚めてもらうためには、自らの死をもって諫める以外ないと考え」る。後の「豊太郎の帰国が、母の諫言に従っていたからであろう。そして、母の死に方と形見の手紙は、強迫観念のように豊太郎の心奥で反芻されていたはずである。」という山崎一穎の指摘がある。まさにその通りだと思う。

#### 4.3 近代の「父不在」型テキストが示すハハの働き

近代に入り、家庭教育における慈母の役割が重んじられたのに対し、家庭教育の担い手としての父親の姿が稀薄化した。近代のテキストにおける傾向として、日本近代小説には慈母を描くものが多くなり、最終的には「父不在」型のテキストに発展していった。『浮雲』『舞姫』などのように、最初のテキストにはハハに関する描写もそれに関する研究も少なかったが、次第にハハのみがものをいうのに対して、父はじっとして見守りだけのもの——例えば、芥川龍之介の「杜子春」をはじめとする一連のテキストや、「軍国の母」「軍神の母」などに至るのである。

しかし、「父不在」はあくまでも表面上のことで、男権主義の社会において「男性たち（父親たち）は、レトリックの語り手（構築者）であったからこそ物語の中には登場しなかったのだ」との指摘通り、明治の家制度・家族国家観が定着するにつれ、文学作品において、表面上「男性」は発声しないように見えるが、実はすべてを「包摂する、更に大きな物語の、真の語り

手」たる「国家の代理」としての慈母の絶対的な権威を保つため、ハハに代言させているだけなのである。「この『家』は、母の愛を通して、日本人の男たちの、骨の髄まで、深く浸透して、その完成を、その思想を、その行動を、見えない拘束力でもって、がんじがらめに支配し続けてきた」という「杜子春」に関する指摘は、このパターンのテキスト全体にも当てはまる。

## おわりに

維新後、日本を近代国家に建設するということを目標にした明治政府は、西洋に倣って、政治・社会・文化のあらゆる領域において地殻変動とでもいえる変革を起こした。それらを着実に推進するために、明治憲法をはじめとした法整備を実施するとともに、出仕の形をもった立身出世する思潮を全社会に席卷させた。中でも、特筆すべきなのは、法整備の一環として、江戸時代の武士社会の家制度を継承し、封建色が濃い家父長的家制度・家族国家観を確立し、家父長的国家の建設に役立たせたことである。その結果、国家の末端単位としてのイエは、明治日本の国家建設に不可欠な役割を果たしたのである。

写実に代表される西欧文学の文芸思潮の移入のもとで、理論の面においては坪内逍遙の『小説神髓』、実践の面においては二葉亭四迷の『浮雲』や森鷗外の「舞姫」などのテキストによって発足・形成した日本の近代文学も、当時のイエや家族を描いている。儒学の影響と古来の伝統を踏まえて、チチを長とする明治のイエにおいて、チチに次いで親権を有したハハは、子供の教育に当たり、文明開化・富国強兵の進捗に莫大な力を捧げた。『浮雲』「舞姫」などは、一人親家庭における寡婦型ハハ・一人っ子という設定をもって、近代文学の起源期に「父不在」型のテキストを確立し、従来周縁化された女性・ハハの国民化に役立たせた。女性の国民化は、さらに良妻賢母主義の発展と女性の社会地位の向上につながるのである。

が、「男児を育てる母」こそ、明治日本にとって必要なのである。これは、『浮雲』から語り始めたのである。この問題、そして、「父不在」の問題に関

して、稿を改めて検討していこうとする。

※本稿は、広東外語外貿大学「外国文学文化研究センター」客員研究助成による成果の一部である。

## テキスト

テキストの引用は、「舞姫」（『現代日本文学大系 7』筑摩書房 1985）、『浮雲』（新潮社 1997年）に拠ったが、ルビを削除した。

## 注

- 1 前田愛は、明治十年代、立身出世の個人的欲望は、天下国家への献身という公的領域の動機によって媒介されたとしている（『前田愛著作集第二巻 近代読者の成立』p.306 筑摩書房（1989））。福沢諭吉は、「方今世の洋学者流は概ね皆官途に就き」、「官途に志し」と指摘している（『学問のすゝめ』四編 pp.51-52 慶応義塾（1959））。出仕による立身出世主義の出来た原因について、拙稿「近代文学の始まりに与えた明治初期の『立身出世』主義の影響について」（札幌大学総合論叢 第34号（2012））が検討を試みたこともある。
- 2 日本近代文学研究の領域では、言語学理論のパラダイムチェンジやロラン・バルトの関係理論の影響を受けた前田愛が、書かれた言葉に注目し、方法論的な場として開いたものである。
- 3 前田愛は、明治3年～明治9年という『学問のすゝめ』と『西国立志編』の刊行を基準にして、明治期の両著の読者を分析するにあたり、その時期に既に父になった男達を父達の代、青年期に達した男を兄達の代、それから、明治五年の新学制を通過した最初の世代の男達を弟達の代とし、「没落士族の親達は、家名再興の希望をその子弟に託さざるを得なかった」（注1 掲前田、p.91）としている。ここにおいて、この分け方に倣って、父親の代におけるハハ・寡婦型ハハの役割を見ようとする。
- 4 長谷川孝士「近代小説形成期における人物描写に関する一考察—逍遙『当世書生気質』と四迷『浮雲』との比較—」国文学攷（44）p.5（1967）
- 5 佐藤春夫『佐藤春夫全集』第12巻 p.123 講談社（1970）
- 6 注1 掲前田、p.92
- 7 平田由美「女性表現の文学史：樋口一葉以前」p.1521 京都大学リポジトリ <https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/150140/1/ybunr00428.pdf>（2002）
- 8 原千秋・木股知史・小森陽一ら『読むための理論』p.8 世織書房（2001）
- 9 小森陽一「解題」前田愛著『前田愛著作集第六巻 テキストのユートピア』p.463 筑摩書房（1990）
- 10 羽鳥徹哉「文学研究について」文学語学 第150号 p.72（1996）

- 11 浅田隆「森鷗外『舞姫』私議—辞書と法律,その他—」奈良大学紀要 第12号 p.86 (1983)
- 12 戸主制度、家制度、家父長制度とあるように、日本の家制度に関する言い方が種々あり、違ったニュアンスをもつ場合もある。分析の便のために、本稿において、引用や特別な場合を除き、一口に家制度という。
- 13 大久保泰浦「明治日本の『法整備事業』とボワソナード」日本法の国際的文脈：西欧・アジアとの連鎖 p.81 早稲田大学比較法研究所編 (2005)
- 14 外崎光広編『植木枝盛家族制度論集』p.212 高知市立市民図書館 (1957)。引用に際して句読点を補充した。
- 15 上村昌代「親権概念の歴史」現代社会研究科論集 (2) pp. 84-85 (2008)
- 16 衛藤幹子「家父長制とジェンダー分業システムの起源と展開—『男性支配』体制はいかにつくられたのか—」法学志林 第103巻第2号 pp. 8-9 (2005)
- 17 牧英正・藤原明久編『日本法制史』p.219 青林書院 (1993)
- 18 申蓮花「日本の家父長的家制度について—農村における「家」の諸関係を中心に—」地域政策研究 第8巻第4号 pp.100-101 (2006)
- 19 中川善之助『註釋親族法 (下)』pp. 5-6 有斐閣 (1952)
- 20 衛藤、p.4
- 21 西川祐子「日本型近代家族と住まいの変遷」立命館言語文化研究 6 (1) p. 29 (1994)
- 22 福島正夫『日本資本主義と「家」制度 (再版)』p. 2 東京大学出版会 (1969)
- 23 注1 掲前田、p.92
- 24 山崎信子「近代日本における〈家庭教育〉」創価大学大学院紀要 第28号 p.174 (2007)
- 25 柄谷行人『定本 柄谷行人集』第1巻 p.184、179、170 岩波書店 (2004)
- 26 注1 掲前田、p.92
- 27 西川、p.176、p.174)
- 28 孟母に関して、孟母断機などの伝説もある。
- 29 西川、p.177
- 30 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社 (1971)。 <http://www.seisaku-center.net/node/408> より孫引き
- 31 柴田哲谷「森鷗外『舞姫』における『母の死』について」全国大学国語教育学会国語科教育研究：大会研究発表要旨集 118 (0) p.60 (2010)
- 32 浅田、p.81
- 33 長谷川泉『森鷗外選考』（『長谷川泉著作集①』p.59 明治書院 (1991)）。それを踏まえたり、その延長線にあたりするものが多くある。三浦吉明「『舞姫』の太田豊太郎の母の死をめぐる (一)」（鷗外 75号 (2004)）、「『舞姫』の太田豊太郎の母の死をめぐる (二)」（鷗外 76号 (2005)）、「『舞姫』の太田豊太郎の母の死をめぐる (三)」（鷗外 96号 (2015)）という一連の論文がそれである。
- 34 嘉部嘉隆「『舞姫』についての諸問題 (二)」(森鷗外研究 5 p.78 (1993))、蒲部重雄（『舞姫』のベルリン』p.139 和泉書院 (1998)）、注 31 掲柴田、p.59、それから、大塚美保（『豊太郎の母 〈諫死〉説の再検討』（田中実・須貝千里編『文学が教育にできること—「読むこと」の秘鑰—』教育出版 (2012)）などは、当時の日本の電信事情、郵便事情などから考察を展開して、母の死は自然な死で、諫死説は根拠薄弱、ないしは諫言や諫死は物理的に難しいとしている。

- 35 柴田、p.57
- 36 三浦吉明『『舞姫』の太田豊太郎の母の死をめぐる(二)』鷗外 76号 p.33 (2005)
- 37 柴田、p.57
- 38 田間泰子『母性愛という制度』p.183 勁草書房 (2001)
- 39 小路口聡『『杜子春』を読むための覚書』広島商船高等専門学校紀要 第24号 p.87、p.86 (2002)